

山梨県立男女共同参画推進センター指定管理者募集に関する質問事項に対する回答

第1回（8月8日～8月12日）受付分

No.	質問	回答
1	募集要項2ページのびゅあ富士の施設内容の確認です。令和6年度以降も事務室があるとの理解でよろしいでしょうか。	令和6年度以降も事務室はあります。募集要項を修正しました。
2	募集要項3ページの自主事業の説明では、「男女共同参画・共生社会推進に関すること」としていますが、資料3-1の自主事業の説明では、「男女共同参画の推進にふさわしい事業」とありますが、「男女共同参画・共生社会の推進にふさわしい事業」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。募集要項を修正しました。
3	募集要項の3ページの自主事業について、他の団体との連携による事業(たとえば、無料講師の派遣による講座等の開催)や、国等の助成事業については、自主事業として可能でしょうか。	他団体との連携事業や、国助成事業であっても、自主事業として実施可能です。
4	募集要項7ページの概算額について、概算額の対象となる経費を県で示した仕様・条件で積算した金額が概算額を超えた場合には、概算額により収支計画書を作成してよろしいか。また、概算額の対象となる経費において、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金について、どう評価し、指定管理者に還元していただけるのか。	「光熱水費」及び「設備維持に関する業務に要する経費」については、現時点で未確定要素があることから概算額としています。各年度終了後に精算を行い、余剰金が発生した場合は県へ戻入し、不足が生じた場合は県と協議することとしているため、積算した額で申請をしてください。 ただし、提案する委託料の総額が基準額を超える場合は失格となりますので、ご注意ください。
5	別添資料5-1 1～3 令和3年度管理運営経費の内訳の「単位：千円」となっていますが、間違いではないでしょうか。	単位：円の誤りです。募集要項を修正しました。
6	資料2びゅあ総合の展示室・情報資料室等の面積・利用形態等に変更は見受けられませんが、国際交流センター移転に伴う影響等は生じないでしょうか。	びゅあ総合の展示室のうち、60.846㎡を国際交流・多文化共生センターが占有します。また、情報資料室内に設置の書架の一部を国際交流センター使用することについては現在協議中です。

7	資料2ぴゅあ総合の中研修室、工芸・美術室の利用形態等現状と若干異なる部分があるように思われますが、基本協定締結までに本内容の協議は可能でしょうか。	現状に合わせて協議していただくことは可能です。
8	⑧ 「5 相談対応」の男性相談の実施場所について、基本協定締結までに本内容の協議は可能でしょうか。	相談業務に実施場所については、協議により変更可能です。
9	⑨ 業務の内容及び基準資料5-1ぴゅあ総合の植栽管理業務について、1回／年では適切な管理が難しいと思われませんが、基本協定締結までに本内容の協議は可能でしょうか。	協議していただくことは可能です。ただし、委託料の範囲内での実施となります。
10	⑩ 業務の内容及び基準資料資料5-1ぴゅあ峡南の清掃業務等について、一部職員対応を行う等指定管理者の工夫や努力により、利用者満足度を低下させずに委託内容を削減することが可能と思われませんが、そのような提案も可能でしょうか。	清掃回数の減等により削減した委託料を別の施設管理業務に充当する等の協議であれば変更可能です。
11	業務の内容及び基準の4ページの山梨県立国際交流・多文化共生センター 負担分の請求について、設備保守委託料等の対象となる業務を具体的に示していただきたい(資料5-1のどの項目が該当するか)。また、占有面積割合について、具体的な占有部分と数値を示していただきたい。	資料5-1に列挙する業務のうち、「施設維持管理業務」中の「情報システムの維持管理」、「維持修繕」及び「公用車の維持管理業務」以外のものが請求対象となります。また、国際交流・多文化共生センターの占有部分及び占有面積については別紙のとおりです。また、按分率は $196\text{m}^2 / 4,021\text{m}^2 \approx 4.9\%$ を使用してください。
12	⑫ 託児室管理要領(例)の中で、保育士等の有資格者の職員の配置が定められていますが、有資格者を有する業者等への委託とする提案も可能でしょうか。	協議により可能です。

